

(別紙)

2017 年 3 月 22 日

主な変更点に関する論点整理 (第 I 部)

【井上：議論のベースとした「論点整理」では、第 II 部と比べて第 I 部がより重要な論点であるとして整理したものと伺っております。答申にする際の項番については、答申本体ドラフトでもコメントしましたとおり、改定の対象となる条項の順に並び替える方がよいように思いますがいかがでしょうか。】【上部：この別紙における項番の順をどうするかにつきましては、当職からは特段コメントはございません。】

【申立書を送付すべき対象】

<p>項番 1 JIPAC 資料 1-2/1-3/ 1-6</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：2条(a)(i)/2条(b)(i)/2条(e)/3条(b)(ii)/3条(b)(v)</p>
<p>現状</p>	<p>第2条 送付方法 (a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、確実に登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。</p> <p>(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者および登録担当者への郵送およびファクシミリによる申立書の送付</p> <p>(ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次のすべての宛先への申立書の送付</p> <p>(A) 登録担当者の電子メールアドレス (B) postmaster@<申立の対象となっているドメイン名></p> <p>(iii) <u>登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、および第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</u></p> <p>第3条 送付方法 (b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール（電子メールに添付できない関係書類は除く）の両方によって提出されなければならない。</p> <p>(v) 紛争処理機関が第2条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、<u>申立人がこのJPドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、および関係するすべての情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</u></p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>紛争処理方針の規定上、JIPAC が申立書を送付しなければならない先（登録者の連絡先）として挙げられている対象が多過ぎる（手続規則 第2条(a)「<u>実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。</u>」(a)(iii)「<u>登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、および第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</u>」)。この規定の存在のために、JIPAC に発信の負担が生じている。</p> <p>また申立書の FAX 送付は現在ではあまり現実的ではないため、FAX 送付は送付方法から削除できないか。</p>
<p>検討 委員会の 検討結果</p>	<p>【上部：電子メールへの一本化に関する条文をこの答申からは落とすということでしたらこの項目自体不要ということとなるかと思われませんが、さしあたり井上先生にご確認いただいた記載を維持しております。以下同様です。】UDRP における実務及び現在の技術水準に鑑みれば、手続全体における書類の送付方法を原則として電子メールに一本化するのが適切であるとの見解に理由があると考えられる。もっとも、本答申の日現在において、JIPAC 側の体制面がそれを直ちに可能とするものでないことに鑑み、この点は本答申以後も継続して検討されるべきである。この点を留意しつつ、本答申の日において可能と考えられる改定に関しては、以下の2点をカバーする必要がある。</p> <p>① JIPAC の送付（発信）作業を現実的に可能な範囲内に留め、かつ、JIPAC が送付義務</p>

	<p>務を果たしたことになること</p> <p>② 登録者に対し確実に申立の事実が通知されること</p> <p>複数手段による送付（発送）義務は、ドメイン名登録者が確実に申立書（および関係書類/添付書類）を受け取れることを担保する目的であったと考えられるところ、申立書等の確実な受領を図る観点からは、画一的に複数手段全ての利用を義務付けるのではなく、むしろ確実な送付の判断を紛争処理機関の裁量に委ねることが適切であると考えます。</p> <p>連絡手段としての FAX は信頼性が薄れてきていることもあり、状況に応じて送付手段を合理的なものに限定してもよいと考えます。</p>
改定案	<p>第2条 送付方法</p> <p>(a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または、<u>以下に掲げる手段によって送付し、送付手段が合理的であったと判断される場合には、紛争処理機関による送付がなされたものとみなされる。</u></p> <p>(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者、登録担当者、<u>または公開連絡窓口への、郵送またはおよびファクシミリによる申立書の送付</u></p> <p>(ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次の宛先への申立書の送付</p> <p>(A) 登録担当者または<u>公開連絡窓口の電子メールアドレス</u></p> <p>(B) postmaster@<申立の対象となっているドメイン名></p> <p>(C) 当該ドメイン名により運営される Web ページにおいて、連絡先として提示されている電子メールアドレス【井上：(C)は新規に追加されたものと思しますので、下線を付しました。】【上部：異存ございません。】</p> <p>(iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、および第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示した<u>送付先への申立書の送付</u></p> <p>第3条 送付方法</p> <p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および<u>または電子メールの両方いずれかによって提出されなければならない。</u></p> <p>(v) 紛争処理機関が第2条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、および関係する情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号等を含む）</p>

【メールでの資料送付の際の容量制限】

<p>項番 2 JIPAC 資料 1-4/3-2</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項： 3条(b)/5条(b)</p>
<p>現状</p>	<p>第3条 申立書</p> <p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール <u>(電子メールに添付できない関係書類は除く)</u> の両方によって提出されなければならない。</p> <p>第5条 答弁書</p> <p>(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール <u>(電子メールに添付できない関係書類は除く)</u> の両方によって提出されなければならない。</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>紛争当事者から JIPAC へのメールによる資料提出に関する、「<u>(電子メールに添付できない関係資料は除く)</u>」との規定の解釈が紛争当事者によって分かれ、混乱をきたしている。</p> <p>原本がある資料を〈pdf化してメールに添付して送る〉という発想がない紛争当事者が多い。このため、委任状や原本がある資料類を「添付できない関係資料」であると紛争当事者が勝手に思い込み、メールで送られてこないケースが多く、手続規則3条(b)に関する問合せも多い上に、説明や催促に手間を要する結果を招いている。手続規則3条(b)「<u>申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール (電子メールに添付できない関係書類は除く) の両方によって提出されなければならない。</u>」のうち、「<u>(電子メールに添付できない関係資料は除く)</u>」を削除できないか。</p> <p>なお、メールに添付する方法による提出については、JIPAC の1件あたりのメール受信容量が現在10メガ(実質7メガ)程度であるため、諸々の資料をすべてメールに添付されても受信できない問題もある。3条(b)の「<u>電子メール (中略) によって提出</u>」を、『電子メール(1回のメールにつき〇〇メガバイトまで)によって提出』に修正できないか。</p>

<p>検討委員会 の検討 結果</p>	<p>項番1の検討結果にも記載の通り、手続全体における書類の送付方法を原則として電子メールに一本化することが今後も継続して検討されるべきであることに留意しつつ、それが現実的に困難である現時点では、以下の点がカバーされるよう、第3条および第5条を改定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電子メールによる提出の際、PDF化が可能な資料を含め、電子メールに添付して送ることが可能な資料は全部添付して提出して欲しい旨が明らかになること ② ①にも拘わらず、添付出来ない資料の送付他、例外的なケースも、補則を参照するなどして対応が可能であること ③ ①および②により、JIPAC宛の提出物をJIPACが確実に受信し（受信を認識し）、手続が滞りなく進むようにすること <p>JIPACのメール送受信基盤の制約に関しては、システム更新などJIPACの状況により変化する性質のものであるため、手続規則に盛り込むのではなく、同じく補則を参照して対応すべきと考える。</p>
<p>改定案</p>	<p>第3条 申立書</p> <p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、<u>紛争処理機関が別に定める補則に別段の規定のある場合を除き、関係書類を添付した文書およびまたは電子メールの両方いずれかによって提出されなければならない。</u></p> <p>第5条 答弁書</p> <p>(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、<u>紛争処理機関が別に定める補則に別段の規定のある場合を除き、関係書類を添付した文書または電子メールの両方【井上：第3条の「両方」を削除するならこちらも削除すべきと思います。】【ト部：改定前からの変更点分かるよう、取消線での表示に修正いたしました。】</u>いずれかによって提出されなければならない。</p>

【裁定書に記載すべき登録者の情報について】

【紛争当事者の実態の確認について】

<p>項番 4 JIPAC 資料 1-15</p>	<p>文書名： 規則外</p>
<p>現状</p>	<p>JP ドメイン名紛争処理方針 第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>j. 通知と公表 紛争処理機関は JPNIC および JPRS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、JPNIC により保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNIC が必要と認めるときは、JPNIC は公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関は JPNIC による保管と公表に同意する。</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>ドメイン名登録者の情報をどこまで裁定文に記載したら良いのか（個人情報の保護の観点との兼ね合いも考慮する必要があるか）。</p> <p>WHOIS 上確認できる登録者が実質的な登録者でない等、形式的な登録者と実質的な登録者が異なる等の場合は、どこまで実質（実態）を考慮するべきか。</p> <p>答弁書等において JPRS 照会回答とは異なる登録者名・住所等の記載がある場合、裁定書に記載すべき氏名・住所はどれか。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>【裁定書に記載すべき登録者の情報について】</p> <p>裁定の公表による牽制効果と個人情報保護のバランスを考える必要があるが、紛争処理方針第4条j項において、「JPNIC が必要と認めるときは、JPNIC は公表する範囲を制限することができる。」と定められており、JPNIC の裁量によって公開する情報を制限することにより、個人情報保護の観点に基づく対策が可能である。</p> <p>【紛争当事者の実態の確認について】</p> <p>登録者の実態（真のドメイン名登録者は誰か）の問題については、登録規則に従い、登録内容は実態を反映するものであるという前提を固持し、実態を考慮する必要はないと考える。したがって、JIPAC から確認を要請された、WHOIS 上の登録者と真のドメイン名登録者が異なる場合の扱いについては、常に形式上の登録者が登録者であるとの前提の下で運用を行えば足りると考える。</p>

改定案	<p>【裁定書に記載すべき登録者の情報について】</p> <p>上記のとおり、紛争処理方針第4条j項において、「JPNICが必要と認めるときは、JPNICは公表する範囲を制限することができる」と規定していることから、JPNIC内で個人情報に関する制限を検討し、何らかの方針を決め、裁定の公表時にはその方針に則って公表を行えば良く、特に手続規則を変更する必要はないと考える。</p> <p>【紛争当事者の実態の確認について】</p> <p>登録者と実態登録者が別個の場合の扱いについて、実態登録者を確認する必要はなくWHOISに登録された情報のみを記載すればよく、手続規則の変更は特に必要ないと考える。</p> <p>なお、答弁において登録者とは異なる者が当事者として名乗りを挙げた場合や登録者が答弁書においてWHOISに登録された連絡先情報とは異なる連絡先を挙げた場合等には、手続規則第15条(e)や同第16条(b)が定める、不正の目的が認定された場合の裁定への明記や公表のように、別人が名乗りを上げた旨等を裁定において明記することも検討されるべきである。【井上：裁定にどのように反映させるかはケースバイケースのようにも思われましたので、表現を調整しましたがいかがでしょうか。】【ト部：当職からは異存ございません。】</p>
-----	--

【裁定に記載される答弁書の提出期限日と答弁書提出期限に関する定め の 明 確 化】

<p>項番 13 JIPAC 資料 3-10</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：5 条(a)</p>
<p>現状</p>	<p>第 5 条 答弁書</p> <p>「(a) <u>登録者は、手続開始日から 20 日（営業日）以内に、答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。</u></p> <p>(b) <u>答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール（電子メールに添付できない関係書類は除く）の両方によって提出されなければならない。」</u></p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>手続規則では答弁書の提出について上記のように定められている。この規定を見る限りは、メールと郵送の両方が「<u>20 日（営業日）以内</u>」に間に合っていないと思われる。しかし、メールは期限内に届いても郵送分は後から遅れて届いている（20 日の期限が守られていない）ことが多い。</p> <p>現在はメールが届いた日を答弁書提出日として裁定に記載している。メールで提出されたものと郵送で後から届いたものが同じ場合には、これでも問題ない。しかし、メールで先に提出された添付書類（証拠等）と後日郵送で送付されてきた証拠等が違い、かつ、後から郵送で届いたものが最終的に正式な提出物であることが多い。事実上、提出期限日を過ぎてからの証拠等の差し替えを認めているような状態である。それでいて現在は、メールによる提出日を裁定に提出日として書いている（正確に事実を記載すると提出期限日が守られていないことが裁定文上明らかになってしまうため）。</p> <p>提出期限日が厳密には守られていない状態を運用で誤魔化してきたような状態であり、JIPAC としては、このような運用を今後も続けるべきではないと考えているとのことである。しかし、JIPAC のメール受信容量の関係で提出を電子化一本に今すぐ絞るのは無理という事情もある。</p> <p>メールと郵送と 2 本立てで当分運用するのであれば、郵送でも 20 日の期限を厳守してもらうよう当事者にはつきり通知するしかないか。</p>
<p>検討委員会 の検討結果</p>	<p>項番 1 の検討結果に記載の通り、手続全体における書類の送付方法を原則として電子メールに一本化することは、継続して検討されるべきであり、その点の検討と併せてこちらも検討を要すると考えられるものの、郵送と電子メールでの提出の両方を登録者に課している現状の下でも、これら二編の内容が同一であること、同一でない場合の内容の照会などが煩雑である状況は対処されるべきである。少なくとも、電子メールによる提出を主とし、その上で必要に応じて補助的手段を定義するべきと考える。</p> <p>期日の遵守に関して、運用局面で、軽微な内容変更の目的などで提出期限が弾力的に解釈される可能性はあるものの、基本はあくまで手続規則に示される期限であり、紛争処理機関に弾力的運用を強いるものではない。当事者への事前告知の徹底などで対策されるべきものとする。</p> <p>これらを実現するため、以下の 2 点をカバーするよう、手続規則第 5 条および JIPAC の補則や JIPAC からの通知内容を改定する。</p>

	<p>① 答弁書の 20 日の期限を厳守してもらうことにより、DRP 制度の『簡易迅速』な紛争の解決を担保する</p> <p>② 紛争処理機関（JIPAC）の手続処理における混乱の防止（郵送およびメールの両方で提出された場合に、郵送による提出物とメールによる提出物のどちらが優先するかが規定されていないので、改定により整理する）</p>
改定案	<p>第 5 条 答弁書</p> <p>(a) 登録者は、手続開始日から 20（営業日）以内に、答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。</p> <p>(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、紛争処理機関が別に定める補則に別段の規定のある場合を除き、関係書類を添付した文書または電子メールのいずれかによって提出されなければならない。</p> <p>上記に合わせ、JIPAC に、補則や JIPAC からの通知内容も改定していただく。</p>

主な変更点に関する論点整理（第 II 部）

【登録者への申立書送付期限の延長の当否】

<p>項番 3 JIPAC 資料 1-10</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：4 条(a)</p>
<p>現状</p>	<p>第 4 条 申立書の送付 (a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める<u>料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）以内</u>に、第 2 条 (a) の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>JIPAC が申立書を登録者に送付する期限は 4 条(a)で「<u>料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）以内</u>」とされている。しかし、書類の不備の確認や、不備があった場合の先例の確認や申立人への連絡、JIPAC 内で事件管理者への引き受けの打診や内諾をもらう等の手続きを 3 日で全部済ませることが大変難しい。3 日から 5 日に伸ばせないか。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>3 日から 5 日への延長は「簡易迅速な紛争解決手段」とする DRP 制度の趣旨に影響を及ぼさないと判断する。</p>
<p>改定案</p>	<p>第 4 条 申立書の送付 (a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める<u>料金の受領の確認及び書面の受領後 3-5 日（営業日）以内</u>に、第 2 条 (a) の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p>

【3名パネルが選択された場合の3人目パネル指名の手続き】

<p>項番 5 JIPAC 資料 1-13</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：6条(c)～(e)</p>
<p>現状</p>	<p>第6条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(c) 両当事者のいずれかが三名構成のパネルを選択した場合には、紛争処理機関は本条(e)に従って三名のパネリストを指名する。三名構成のパネルの料金は、登録者が三名構成のパネルを選択したときに限り両当事者が折半して均等に負担する場合を除き、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日(営業日)以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常要件に従って、5日(営業日)以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、紛争処理機関が両当事者に提示した5名の候補者の中から、その提示から5日(営業日)以内に<u>両当事者が示した意向を踏まえ、合理的なバランスを考慮した上で</u>、紛争処理機関により指名されなければならない。</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>3名パネルを希望された場合、現在はそれぞれの当事者(申立人・登録者)からパネル希望を出してもらい1人目及び2人目を指名している。その後、規定上は3人目についても両紛争当事者に希望を聞くことになっているが、1人目及び2人目で希望を聞いているので、3人目はJIPACの判断のみで決めて良いのではないかとJIPACは考えている。3人目はJIPACの判断で決定(指名)する、と変えて問題ないか。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>JIPACの見解の通り、3名パネルの場合に3人目のパネリストの指名をJIPACの判断にて行うことに問題はないと考える。</p>

改定案	<p>第6条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(c) 両当事者のいずれかが三名構成のパネルを選択した場合には、紛争処理機関は本条(e)に従って三名のパネリストを指名する。三名構成のパネルの料金は、登録者が三名構成のパネルを選択したときに限り両当事者が折半して均等に負担する場合を除き、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日(営業日)以内に、申立人はパネリスト三名のうち一名を指名するための候補者三名の氏名を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常要件に従って、5日(営業日)以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、紛争処理機関が指名するものとする。</p>
-----	--

【記載事項の省略、その1】

<p>項番 6 JIPAC 資料 1-5</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：3条(b)(iv), 5条(b)(v)</p>
<p>現状</p>	<p>第3条 申立書 (b)(iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>第5条 答弁書 (b)(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>現在、申立人が3名パネルを希望する場合、申立人の希望パネルの名前を挙げて連絡先も申立書に記入せよと規定されている。また、登録者も同様に答弁書に希望パネル名とその連絡先を書かなければならないとされている。しかし、パネル候補者の一覧や連絡先は JIPAC が持っているので、希望パネルの名前だけ挙げてもらえば十分で、連絡先までわざわざ申立書や答弁書に書いてもらわなくても良い。この規定は削除しても問題ないか。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>JIPAC の見解の通り、パネル候補者の一覧を JIPAC が管理している限り、希望するパネルの連絡先の記入は不要と考える。なお、第3条の修正に伴い、第6条も同様の修正が必要となると考える。</p>
<p>改定案</p>	<p>第3条 申立書 (b)(iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>第5条 答弁書 (b)(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>第6条 パネルの指名と裁定日 (d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があってから5日（営業日）以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p>

【記載事項の省略、その 2】

<p>項番 7 JIPAC 資料 1-9</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：3 条(b)(xiv)</p>
<p>現状</p>	<p>第 3 条 申立書 (b) (xiv) <u>申立の対象となっているドメイン名に適用される処理方針の写し、および申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。</u></p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>現在、申立の際、証拠書類の他に紛争処理方針（DRP）や手続規則のコピーも提出せよと規定されているが、DRP や手続規則は JIPAC の手元にあるので、コピーを付けてもらう必要はない。この規定は削除しても問題ないか。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>JIPAC の見解の通り、紛争処理方針（DRP）は JPNIC が定めるものに限られており、それ以外の方針に拠る場合がないため、紛争処理方針（DRP）の写しの提出は不要と考える。</p>
<p>改定案</p>	<p>第 3 条 申立書 (b) (xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。</p>

【和解が成立した場合の規定の明確化】

<p>項番 8 JIPAC 資料 1-14</p>	<p>文書名：手続規則 対象条項：17条、18条(a)</p>
<p>現状</p>	<p>第17条 答弁書取下げ、和解その他の理由による手続の終結</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、申立を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により申立が取り下げられたとき、または、両当事者がパネルの裁定前に和解するとの合意に至ったときには、<u>パネルはその手続を終了しなければならない</u>。</p> <p>(c) パネルの裁定前に何らかの理由でその手続の続行が不必要または不可能になったときには、パネルは、パネル自身が定めた期間内に、いずれかの当事者からそれに反対する正当な異議理由の提出がなければ、その手続を終了する。</p> <p>第18条 裁判所における手続の効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、申立の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>手続規則第17条(b)では、当事者間で和解が成立した場合「<u>パネルはその手続を終了しなければならない</u>」と規定されている。</p> <p>しかし、紛争処理パネルが指名される前に当事者間で和解が成立する可能性もある。</p> <p>19条(c)の「<u>料金の支払がない場合には、その申立は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</u>」との規定の書きぶりと揃えて、第17条(b)から「<u>パネルは</u>」を削除して、第17条(b)は『<u>当事者間で和解が成立した場合には、その手続は終了する</u>』と変えてはどうか。</p> <p>なお、当事者間で和解が成立した場合の手続きが不明瞭であり、JIPAC は度々問合せを受けるとのことである。</p>

<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>当事者間で和解が成立した場合にも取下げをもって処理を行うこととし、パネルが唯一の手續の終了の主体であると読み取れる現条文を改定することで対処することが適切と考える。</p>
<p>改定案</p>	<p>第17条 答弁書取下げ、和解その他の理由による手續の終結</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、申立を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により申立が取り下げられたとき、その手續は終了する。</p> <p>(c) パネルの裁定前に何らかの理由でその手續の続行が不必要または不可能になったときには、パネルは、パネル自身が定めた期間内に、いずれかの当事者からそれに反対する正当な異議理由の提出がなければ、その手續を終了する。</p> <p>第18条 裁判所における手續の効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手續開始前または係属中に、申立の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手續が開始された場合には、パネルはその裁量により、そのJP ドメイン名紛争処理手續の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p>

【用語記載統一】

<p>項番 9 JIPAC 資料 1-1</p>	<p>文書名：紛争処理方針および手続規則 対象条項：全般</p>
<p>現状</p>	<p>【省略】</p>
<p>JIPAC からの 要望</p>	<p>(1) 「および」と「及び」が混在している。 (2) 送り仮名のふり方（「申立」と「申立て」等）が混在している。 (3) 「後●日以内」と「から●日以内」が混在している。 統一の必要がある。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>JIPAC の見解の通りであるところ、基本的な方針として法令における文体に従うのが適切と考えられることから、以下のように用語記載を統一するべきと考える。</p> <p>(1) 「および」と「及び」 : 「及び」に統一【井上：答申ドラフトでは「及び」に修正になっていますがどちらが正しいでしょうか。】 【ト部：混乱させて申し訳ございません。山崎様からのメールも踏まえ、答申の方の記載にあわせる修正をさせていただきました。「申立て」も同様です。】</p> <p>(2) 「申立」と「申立て」 : 「申立て」に統一【井上：答申ドラフトでは「申立て」に修正になっていますがどちらが正しいでしょうか。】</p> <p>(3) 「後●日以内」と「から●日以内」 : 「から●日以内」</p>
<p>改定案</p>	<p>【省略】</p>

【明らかな引用箇所の錯誤の訂正】

項番10 JIPAC 資料 1-11	文書名：手続規則 対象条項：5条(b)(iv)
現状	<p>【第5条】 答弁書</p> <p>(b)(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択 <u>(第3条(c)(vii)参照)</u> している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p>
JIPAC からの 要望	一箇所明らかに間違いがあった。手続規則第5条(b)(iv)に『 <u>第3条(c)(vii)参照</u> 』とあるが、3条に(c)(vii)項は無く、『 <u>第3条(b)(iv)参照</u> 』の間違いと思われる。修正の必要がある。
検討委員 会の検討 結果	参照条項の誤りを確認した。JIPAC の見解の通り修正するべきと考える。
改定案	<p>第5条 答弁書</p> <p>(b)(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択 (第3条(b)(iv)参照) している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p>

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行に伴う表記の変更】

<p>項番 1 1 JIPAC 資料 2-1</p>	<p>文書名：紛争処理方針および手続規則 対象条項：両文書冒頭部</p>
<p>現状</p>	<p>【例：紛争処理方針】</p> <p style="text-align: right;">社団法人 日本ネットワーク インフォメーションセンター 公開：2000年7月19日 【中略】 改定：2012年5月16日 実施：2012年7月1日</p> <p style="text-align: center;">JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p>第1条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）によ… 【以下略】</p>
<p>JPNIC の 見解</p>	<p>JPNIC の一般社団法人化に伴い、「社団法人」の表記を「一般社団法人」に揃える必要がある。【ト 部：こちらの項目は JPNIC 様からのご要望ということで維持しております。】</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>JPNIC の見解のとおりと考える。</p>
<p>改定案</p>	<p>【例：紛争処理方針】</p> <p style="text-align: right;"><u>一般社団法人</u> 日本ネットワークインフォメーションセンター 公開：2000年7月19日 【中略】 改定：2012年5月16日 改定：2017年m月xx日 実施：2017年n月yy日</p> <p style="text-align: center;">JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p>第1条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、<u>一般社団法人</u>日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）によ… 【以下略】</p>

【出訴したことを証する文書の提出】

<p>項番 1 2 JIPAC 資料 2-2</p>	<p>文書名：紛争処理方針 対象条項：4 条 k.</p>
<p>現状</p>	<p>第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続 k. 裁判所への出訴</p> <p>いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。<u>パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条 (b) (xii) に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したとの文書（裁判所受領印のある訴状等）の正本の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。</u>（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条および第 3 条 (b) (xii) を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したとの文書の正本の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i) 公正証書による当事者間での和解契約書の正本、(ii) 登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書の正本、または (iii) 当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の正本を、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。なお、上記の正本にかえ、写しを提出することができる。</p>
<p>検討委員 会の検討 結果</p>	<p>実状を勘案した結果、以下の文言修正が適切と考える。</p>

改定案	<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴</p> <p>いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第3条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書（裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第1条および第3条(b)(xii)を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。</p>
-----	---